

○小規模水道施設設置事業要綱

(平成23年3月25日要綱第4号)

(目的)

第1条 村は、「安心でおいしい水の安定供給」を目指すため、水道未普及地域への施設設置を行う者（以下「申請者」という。）に対し、予算の定めるところにより分担金の徴収を行い、その交付については、簡易給水施設工事分担金徴収条例（昭和43年7月2日条例第29号）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(事業対象の要件)

第2条 事業対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 村内に住所または居所を有し、現に生活飲料水の確保に困窮している者で、かつ村が管理する水道施設給水区域内の居住者以外の者。
- (2) おおむね2世帯以上で、共同の新規施設設置をする者。
- (3) 取水提（取水口）・導水管・配水管・送水管・貯水槽・ろ過施設（滅菌施設含む）等の土地使用承諾が得られたもので、施工後は申請者の維持・管理が可能な者。
- (4) 国・県補助事業の対象とならない小規模の水道施設設置で施工の必要性を要する者。
- (5) その他、特に村長が必要と認める者。

(事業主体)

第3条 事業申請が受理され工事を発注する場合、事業主体は村が行い、施工完了後は、その施設を申請者に引き渡すものとする。

(施設の範囲)

第4条 施設の範囲は、取水提（取水口）・導水管・配水管・送水管・貯水槽・ろ過施設（滅菌施設含む）等とし、屋内配管は含まない。ただし、施設の規模は将来を見込んだものとする。

(事業対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条の施設の新設にかかる全ての経費とする。

(事業の申込み)

第6条 第2条に該当する事業の申込みは、小規模水道施設設置事業申請書（様式第1号）の提出により実施するものとする。

2 事業の申込みを受け、小規模水道施設の設置の必要を認めるときは、当該申請者に小規模水道施設設置事業認定通知書（様式第2号）を通知するものとする。

(事業費の算定方法)

第7条 前条の基礎となる事業費用は、次の各号に掲げる費用により算定した合計額（以下「事業費等」という）とする。

- (1) 直接工事費（道路復旧等の費用を含む。）
- (2) 間接工事費
- (3) 設計費（諸経費含む。）
- (4) その他、村長が必要と認める経費

(事業分担金の額)

第8条 前条の事業分担金の額は、申請者に係る水道給水事業に要する経費すべてを対象とし、その事業費の100分の15（千円未満切捨）を負担するものとする。

- 2 特別な事情により対象経費が高額になる場合は、村長と協議のうえ、分担金の上限額を申請者1世帯当たり10万円に減免することができる。
- 3 生活保護受給者を含む住民税世帯非課税者のうち特に生計困難であると村長が認める者は、上限3万円に減免することができる。

(事業分担金の納入及び返還)

第9条 第2条の規定により事業の申込みを受け、水道施設の設置及び改修又は修理の必要を認めるときは、工事分担金の額を決定し小規模水道施設設置事業分担金納入決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知する。

- 2 申請者は、前項の納入決定通知書により納入期限内に事業分担金の全額を一括納入するものとし、申請者が分担金を納入期限内に納入しないときは、村は申込みを取り下げたものとする。
- 3 既納の分担金は返還しない。ただし、村が工事手続きに着手する前に申請者が当該申込みを取り下げた場合は、その全部又は一部を返還し、工事費の変更が生じた場合は、当該申請者と協議のうえ小規模水道施設設置事業分担金納入変更通知書(様式第4号)をもって、分担金の追徴または返還をする。

(事業分担金の精算)

第10条 工事完了後、速やかに申請者に対し分担金の精算をするものとする。

(事業変更の手続き)

第11条 次の各号に定める事業の変更等をするときは、速やかに村長の承認を受け、承認後は当該申請者に通知するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止をしようとするとき。
 - a 小規模水道施設設置事業(廃止・中止)申請書(様式第5-1号)
 - b 小規模水道施設設置事業(廃止・中止)承認通知書(様式第5-2号)
- (2) 申請者を変更するとき。
 - a 小規模水道施設設置事業申請者変更届(様式第6-1号)
 - b 小規模水道施設設置事業申請者変更承認通知書(様式第6-2号)

(責務)

第12条 申請者は、給水施設を常に維持・管理し、施設の延命化、未然の災害防止に努めなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

小規模水道施設設置事業申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

小規模水道施設設置事業認定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第9条関係)

小規模水道施設設置事業分担金納入決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第9条関係)

小規模水道施設設置事業分担金納入変更通知書

[別紙参照]

様式第5-1号(第11条関係)

小規模水道施設設置事業(廃止・中止)申請書

[別紙参照]

様式第5-2号(第11条関係)

小規模水道施設設置事業承認通知書

[別紙参照]

様式第6-1号(第11条関係)

小規模水道施設設置事業申請者変更届

[別紙参照]

様式第6-2号(第11条関係)

小規模水道施設設置事業申請者変更承認通知書

[別紙参照]